　0207



一般社団法人日本原子力学会

特定個人情報取扱規程

平成28年3月22日　第7回理事会承認

第１章　総則

（目的）

第１条 一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）が，「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号，以下，「番号法」という）および「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき，本会の取り扱う特定個人情報等の適正な取り扱いを確保するために定めるものである。また，特定個人情報等の保護にかかる安全管理措置についても定める。

（定義）

第２条　本規程で掲げる用語の定義は，次のとおりとする。なお，本規程における用語は，他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めにしたがう。

（１）「個人情報」とは，個人情報の保護に関する法律（以下，「個人情報保護法」という）第２条第１項に規定する個人情報であって，生存する個人に関する情報であり，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

（２）「個人番号」とは，番号法第７条第１項または第２項の規定により，住民票コードを変換して得られる番号であって，当該住民票コードが記載された住民票にかかる者を識別するために指定されるもの（個人番号に対応し，当該個人番号に代わって用いられる番号，記号その他の符号であって，住民票コード以外のものを含む。）をいう。

（３）「特定個人情報」とは，個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（４）「特定個人情報等」とは，個人番号および特定個人情報を併せたものをいう。

（５）「個人情報ファイル」とは，個人情報保護法第２条第２項に規定する個人情報データベース等であって，行政機関および独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

（６）「特定個人情報ファイル」とは，個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

（７）「個人番号利用事務」とは，行政機関，地方公共団体，独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第９条第１項または第２項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し，および管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

（８）「個人番号関係事務」とは，番号法第９条第３項の規定により個人番号利用事務に関しておこなわれる他人の個人番号を必要な限度で利用しておこなう事務をいう。

（９）「個人番号利用事務実施者」とは，個人番号利用事務を処理する者および個人番号利用事務の全部または一部の委託を受けた者をいう。

（10）「個人番号関係事務実施者」とは，個人番号関係事務を処理する者および個人番号関係事務の全部または一部の委託を受けた者をいう。

（11）「職員」とは，本会の組織内にあって直接または間接に本会の指揮監督を受けて本会の業務に従事している者（正社員，契約社員，嘱託社員，パート社員，アルバイト社員等）をいう。

（12）「事務取扱担当者」とは，本会内において，個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。

（個人番号を取り扱う事務の範囲）

第３条　本会が個人番号を取り扱う事務の範囲は，以下のとおりとする。

（１）源泉所得税関連事務

（２）地方税特別徴収関連事務

（３）支払調書（保険取引に関するものを含む）作成関連事務

（４）雇用保険関連事務

（５）健康保険・厚生年金保険関連事務

（６）上記各号に関連する事務

（取り扱う特定個人情報等の範囲）

第４条　前条にて定める事務において，使用される特定個人情報等の範囲は，以下のとおりとする。

（１）職員および扶養家族の個人番号および個人番号と共に管理される氏名，生年月日，性別，住所，電話番号，Eメールアドレス，社員番号等

（２）職員以外の個人にかかる個人番号関係事務に関して取得した個人番号および個人番号と共に管理される氏名，生年月日，性別，住所，電話番号，Eメールアドレス等

（３）その他前条に定める事務をおこなうために必要とされる特定個人情報

第２章　安全管理措置

第１節　組織的安全管理措置・人的安全管理措置

（組織体制）

第５条　本会は，事務局長が指名する者を事務取扱担当者とする。

２　事務取扱担当者が複数いる場合は，そのうち1人を責任者とする。

３　事務取扱担当者は，特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務をおこなうものとする。

４　事務取扱担当者を変更することになる場合，事務局長は新たに事務取扱担当者となる者を指名するものとする。この場合，従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎをおこなわせるものとする。事務局長はかかる引継ぎがおこなわれたか確認するものとする。

（事務取扱担当者の監督）

第６条　本会は，特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう，事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督をおこなうものとする。

（教育・研修）

第７条　本会は，本規程に定められた事項を理解し，遵守するとともに，事務取扱担当者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

２　本会は，特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むものとする。

（取扱状況・運用状況の記録）

第８条　事務取扱担当者は，以下の特定個人情報等の取り扱い状況について，記録・保存するものとする。

（１）特定個人情報等の入手日

（２）源泉徴収票・支払調書等の法定調書の作成日

（３）源泉徴収票・支払調書等の法定調書の税務署等の行政機関等への提出日

（４）特定個人情報等の廃棄日

（情報漏えい事案等への対応）

第９条　特定個人情報等の漏えい，滅失または毀損による事故その他の番号法違反の事案または番号法違反のおそれのある事案への対応は，別途定める「情報漏えい事案等対応手続」に定めるところによる。

（取り扱い状況の確認）

第10条　事務局長は，特定個人情報等の取り扱い状況について，1年に1回以上の頻度で確認をおこなうものとする。

第２節　物理的安全管理措置

（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）

第11条　本会は，特定個人情報等の漏えい等を防止するため，特定個人情報ファイルを管理する区域（以下，「管理区域」という）および特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下，「取扱区域」という）を明確にする。

２　管理区域とは，特定個人情報等を取り扱う機器等および特定個人情報ファイルを管理するキャビネット等のある区域とし，施錠等の安全管理措置を講じることとする。

３　取扱区域とは，事務取扱担当者の机周辺とし，座席配置等による安全管理措置を講ずることとする。

（機器および電子媒体等の盗難等の防止）

第12条　本会は，管理区域および取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器，電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために，施錠できるキャビネット等に保管する。

（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）

第13条　本会は特定個人情報等が記録された電子媒体または書類等の持ち出し（特定個人情報等を，管理区域または取扱区域の外へ移動させることをいい，事業所内での移動等も含まれる）は，次に掲げる場合を除き禁止する。

（１）個人番号関係事務にかかる外部委託先に，委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合

（２）行政機関等への法定調書の提出等，本会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータまたは書類を提出する場合

２　事務取扱担当者は，特定個人情報等が記録された電子媒体または書類等を持ち出す場合，パスワードの設定，封筒に封入し鞄に入れて搬送する等，紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

（個人番号の削除，機器および電子媒体等の廃棄）

第14条　事務局長は，事務取扱担当者または外部委託先が特定個人情報等を削除・廃棄したことを確認するものとする。

第３節　技術的安全管理措置

（アクセス制御・アクセス者の識別と認証）

第15条　本会における特定個人情報等へのアクセス制御およびアクセス者の識別と認証は，以下のとおりとする。

（１）特定個人情報等を取り扱う機器を特定し，その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定する

（２）機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により，情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定する

（外部からの不正アクセス等の防止）

第16条　本会は，以下の各方法により，情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護するものとする。

（１）情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に，ファイアウォール等を設置し，不正アクセスを遮断する方法

（２）情報システムおよび機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法

（３）導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により，入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法

（４）機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により，ソフトウェア等を最新状態とする方法

（５）ログ等の分析を定期的におこない，不正アクセス等を検知する方法

（情報漏えい等の防止）

第17条　本会は，特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合，通信経路における情報漏えい等および情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するものとする。

（１）通信経路における情報漏えい等の防止策

①通信経路の暗号化

（２）情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策

①データの暗号化またはパスワードによる保護

第３章　特定個人情報の取得

（特定個人情報の利用目的）

第18条　本会が，職員または第三者から取得する特定個人情報の利用目的は，第３条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

（特定個人情報の取得時の利用目的の通知等）

第19条　本会が特定個人情報を取得する際には，書面を交付または送付する方法により，利用目的を通知する。

２　本会は，利用目的の変更を要する場合，当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更し，本人への通知，公表または明示をおこなうことにより，変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

（個人番号の提供の要求）

第20条　本会は，第３条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り，本人または他の個人番号関係事務実施者もしくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

２　職員または第三者が，本会の個人番号の提供の要求または第23条に基づく本人確認に応じない場合には，番号法に基づくマイナンバー制度の意義について説明をし，個人番号の提供および本人確認に応ずるように求めるものとする。それにもかかわらず，職員または第三者が個人番号の提供に応じない場合は，提供を求めた経緯等を記録するものとする。

（個人番号の提供を求める時期）

第21条　本会は，第３条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。

２　前項にかかわらず，本人との法律関係等に基づき，個人番号関係事務の発生が予想される場合には，契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるものとする。たとえば，職員等の給与の源泉徴収事務，健康保険・厚生年金保険届出事務等およびこれらに伴う給与所得の源泉徴収票，健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の作成事務の場合は，雇用契約の締結時点で個人番号の提供を求めることも可能である。

（特定個人情報の提供の求めの制限）

第22条　特定個人情報の「提供」とは，法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり，同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に該当し，個人番号の利用制限（第29条）にしたがうものとする。

２　本会は，番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き，特定個人情報の提供を求めてはならない。

（特定個人情報の収集制限）

第23条　本会は第３条に定める事務の範囲を超えて，特定個人情報を収集しないものとする。

（本人確認）

第24条　本会は，職員または第三者に個人番号の提供を求めるにあたっては，以下のいずれかの書類の提示をもって個人番号の確認および当該人の身元確認をおこなうもとする。

（１）個人番号カード

（２）通知カードおよび写真付身分証明書等

（３）個人番号が記載された住民票記載事項証明書および写真付身分証明書等

２　代理人から個人番号の提供を受ける場合については，以下の書類をもって，代理権の確認，当該代理人の身元確認および本人の個人番号の確認をおこなうものとする。

（１）委任状（任意代理人の場合）または戸籍謄本（法定代理人の場合）

（２）代理人の個人番号カードまたは写真付身分証明書等

（３）本人の個人番号カード，通知カード，個人番号が記載された住民票記載事項証明書のいずれか

（取得段階における安全管理措置）

第25条　特定個人情報の取得段階における安全管理措置は，第２章（安全管理措置）にしたがうものとする。

第４章　特定個人情報の利用

（個人番号の利用制限）

第26条　本会は，第18条に掲げる利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。

２　本会は，人の生命，身体または財産の保護のために必要がある場合を除き，本人の同意があったとしても，利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第27条　本会が特定個人情報ファイルを作成するのは，第３条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り，これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

（利用段階における安全管理措置）

第28条　特定個人情報の利用段階における安全管理措置は，第２章（安全管理措置）にしたがうものとする。

第５章　特定個人情報の保管

（特定個人情報の保管制限）

第29条　本会は，第３条に定める事務の範囲を超えて，特定個人情報を保管してはならない。

２　本会は，所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は，支払調書の再作成等の個人番号関係事務をおこなうために必要があると認められるため，当該書類だけでなく，支払調書を作成するシステム内においても保管することができる。

３　本会は，番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード，通知カード，身元確認書類等）の写しや本会が行政機関等に提出する法定調書の控えや当該法定調書を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については，法定調書の再作成をおこなうなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため，関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができる。

（保管段階における安全管理措置）

第30条　特定個人情報の保管段階における，組織的安全管理措置および人的安全管理措置は，第２章（安全管理措置）にしたがうものとする。

第６章　特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供制限）

第31条　本会は，番号法第19条各号に掲げる場合を除き，本人の同意の有無にかかわらず，特定個人情報を第三者（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し，同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする）に提供しないものとする。なお，本人の同意があっても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。

（提供段階における安全管理措置）

第32条　特定個人情報の提供段階における安全管理措置は，第２章（安全管理措置）にしたがうものとする。

第７章　特定個人情報の開示

（特定個人情報の開示）

第33条　本会は，本人から当該本人が識別される特定個人情報にかかる特定個人情報について開示を求められた場合は，遅滞なく，当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で，当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。

第８章　特定個人情報の廃棄・削除

（特定個人情報の廃棄・削除）

第34条　本会は，第３条に定める事務を処理する必要がある範囲内に限り，特定個人情報等を収集または保管し続けるものとする。なお，書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものにおいては，これらの書類等に記載された個人番号をその期間保管し，それらの事務を処理する必要がなくなった場合で，所管法令において定められている保存期間を経過した際には，個人番号をできるだけすみやかに廃棄または削除するものとする。

（廃棄・削除段階における安全管理措置）

第35条　特定個人情報の廃棄・削除段階における安全管理措置は，第２章（安全管理措置）にしたがうものとする。

第９章　特定個人情報の取り扱いの委託

（職員への国民年金第３号被保険者の個人番号の収集・本人確認の委託）

第36条　本会は，職員に対して，当該職員の配偶者であって国民年金第３号被保険者である者からの個人番号の収集および本人確認を委託するものとする。

第10章　その他

（変更後の個人番号の届出）

第37条　職員は，個人番号が漏えいした等の事情により，自らまたは扶養家族の個人番号が変更された場合は，変更後の個人番号を遅滞なく本会に届け出なければならない。

（改定）

第38条　本規程の改定は，総務財務委員会が起案し，理事会が決定するものとする。

附則

１　平成28年3月22日　第7回理事会制定，平成28年4月1日から施行